

○茂原市介護相談員設置要綱

平成13年10月19日

茂原市告示第73号

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス（以下「サービス」という。）の提供の場を訪問し、サービス利用者等の相談に応じる等の活動を行う介護相談員を設置し、申出のあったサービス事業所等に派遣することにより、サービス利用者の疑問、不満、不安等を解消するとともに、派遣を受けたサービス事業所等におけるサービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(定数及び委嘱)

第2条 介護相談員の定数は、10名以内とする。

2 介護相談員は、高齢者福祉に対する熱意と理解がある者の中から市長が委嘱する。

(介護相談員の研修)

第3条 介護相談員は、市長が指定する研修を受けなければならない。

(任期)

第4条 介護相談員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 介護相談員に欠員を生じた場合の補欠介護相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、介護相談員がその職務を遂行できないと認める場合は、介護相談員の職を解くことができるものとする。

(派遣の決定)

第5条 介護相談員の派遣を受けようとする事業者等は、介護相談員派遣申出書（別記第1号様式）により、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、派遣の可否を決定し、その旨を介護相談員派遣決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申出者に通知するものとする。

(職務)

第6条 介護相談員の職務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 介護相談員は、事業所等を定期又は随時に訪問し、次に掲げる活動を行い、サービス提供に関して提案等がある場合には、事業所の管理者にその旨を伝えるものとする。

ア 利用者の話を聞き、相談にのること。

イ サービスの現状把握に努めること。

ウ 事業所の管理者又は従事者と意見交換すること。

(2) 介護相談員は、訪問介護等訪問系のサービス事業所を担当する場合には、事業所のほか必要に応じ、事業者及び利用者の了解を得て、利用者の自宅を訪問するものとする。

(3) 介護相談員は、サービスの利用者事業者との橋渡し役となって、利用者の疑問、不満、心配事等に対応し、サービス改善の方策を検討するものとする。

(4) 介護相談員は、その活動状況を介護相談員活動報告書（別記第3号様式）により事務局に報告するものとする。

(身分証明書の携帯)

第7条 介護相談員は、職務に従事するときは、身分証明書（別記第4号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(守秘義務)

第8条 介護相談員は、利用者、その家族等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、職務遂行上知り得た秘密を厳格に保持しなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第9条 介護相談員の事務局を福祉部高齢者支援課に置く。

2 事務局は、派遣した介護相談員の活動状況を取りまとめ、必要に応じ、市民に対して情報提供を行うものとする。

3 事務局は、介護相談員の活動に関し苦情等が寄せられた場合には、事実関係等を把握するとともに、必要に応じ、介護相談員の交替を含め、適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護相談員の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初に委嘱される介護相談員の任期)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される介護相談員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則（平成18年茂原市告示第52号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年茂原市告示第38号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月5日茂原市告示第79号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記第1号様式

介護相談員派遣申出書

年 月 日

(宛先)茂原市長

申出者

下記の事業所に介護相談員を派遣していただきますようお願いします。

記

1 施設名等

2 所在地

3 その他

(1) 担当者名

(2) 電話番号

(3) FAX番号

第2号様式

介護相談員派遣決定(却下)通知書

年 月 日

様

茂原市長

先に申出のあったことについて、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

- 1 施設名等
- 2 所在地
- 3 担当介護相談員

第4号様式

介 護 相 談 員 証		
第 号		
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 100px;"></div>	氏 名	
	生年月日	年 月 日
		年 月 日 発行
	茂原市長	

- 1 本証は、介護相談業務を行う際、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は破損したときは、速やかに届けなければならない。
- 5 本証は、退職し、又は、解職されたときは速やかに返納しなければならない。

別記第 1 号様式

第 2 号様式

第 3 号様式

第 4 号様式